

〔事案 26-166〕 転換契約無効請求

・平成 27 年 7 月 13 日 裁定不調

＜事案の概要＞

転換時に、募集人より、転換前最終月の保険料の返金等について虚偽の説明を受けたとして、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

以下の理由により、転換契約を無効として、契約①～契約③については既払込保険料を返還し、契約④（契約⑤の転換前契約）については契約を復旧してほしい。

(1) 申立人が被保険者の契約について（請求 1）

(a) 昭和 58 年 12 月に契約した定期保険特約付養老保険を、平成元年 4 月に定期保険特約付終身保険（契約①）に転換し、さらに平成 4 年 8 月に定期保険特約付終身保険（契約②）に転換し、平成 23 年 9 月に利率変動型積立保険（契約③）に転換した。

(b) 契約③への転換時に、募集人より、転換前最終月の保険料は、給与引去り後に返金されると説明されたので、同月分（平成 23 年 8 月分）の保険料の支払いは不要と理解したが、保険料は返金されておらず、また、同月分の保険料が転換価格から控除された。

(c) 契約①への転換および契約②への転換についても、転換前最終月の保険料が返金されていない。

(2) 申立人の子が被保険者の契約について（請求 2）

(a) 平成 3 年 10 月に契約したこども保険（契約④）を、平成 10 年 9 月に生存給付金付定期保険（契約⑤）に転換し、さらに平成 17 年 6 月に利率変動型積立保険（契約⑥）に転換した。

(b) 契約⑤への転換時に、転換前契約である契約④が廃止になると説明され、また、転換前契約の予定利率は引き継がれると思い転換したが、実際には、新規契約が中止になっただけで、商品自体が廃止との説明は虚偽であり、予定利率も引き継がれなかった。

(c) 契約⑤への転換および契約⑥への転換のいずれの転換時も、転換前最終月の保険料が返金されていない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 請求 1

平成 23 年 8 月分保険料は返金済みで、同月分の保険料の転換価格からの控除は、約款にもとづく適正な取扱いである。募集人は、同月分の保険料が転換価格から控除されることの説明をしなかったが、そのことが転換無効の理由とはならない。なお、契約①および契約②への転換時の、転換前最終月の保険料の取扱いについては、帳票保存期間を経過しており、状況は不明である。

(2) 請求 2

募集人は、設計書にもとづいて説明を行っており、契約④が廃止になるとの説明はしていない。各転換時の、転換前最終月保険料の取扱いについては、帳票保存期間

を経過しており、状況は不明である。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど各転換時の状況を把握するため、申立人と募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような虚偽の説明があったとは認められず、また、転換前最終月保険料の返金がなかったとの申立人の主張を直ちに認めることはできず、仮に返金がなかった場合でも、返金を求めることはできても各転換が無効とはならない。しかしながら、以下のとおり、本件は和解による解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第38条2項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 請求1については、募集人は約款を正確に理解していなかったため、引去り後の保険料の取扱いについて誤った説明を行っていたことが認められる。
- (2) 請求2については、募集人の転換時の説明に不適切な点があったのではないかと疑問が残る。